

長浜市noteページ利用ポリシー（長浜市手話啓発ページ）

1. noteページアカウント名 長浜市手話啓発
2. 運営部署・連絡先 長浜市健康福祉部しょうがい福祉課
管理者 しょうがい福祉課長
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
TEL0749-65-6372
3. 運営目的 長浜市内の手話に関わる活動等の情報を発信します。
4. 情報発信の時間帯 原則8時30分から17時15分
5. 免責事項

- (1) 本市は、当ページの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 本市は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、ユーザーにより投稿（コメント、写真、動画等）されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (4) 本市は、ユーザー間、もしくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 本市は、上記（1）～（4）の他、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) ページは、note株式会社のシステムによって運用されております。note株式会社のシステム運用状況に関しては一切お答えすることができません。またnoteサイト、note株式会社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問などに関しても、一切お答えすることができません。

6. 禁止事項

当ページをご利用いただく際には、以下のような内容の投稿はご遠慮下さい。ユーザーによる投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、発言者に断りなく、投稿の全部または一部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 本市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの本市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (5) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) 有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (10) note利用規約に反する内容

(11) その他、当ページの運営上、他人に不利益を与えるなど、本誌が不適当と判断した内容

7. 投稿やコメントの返信について

本市は、本アカウントに対する投稿やコメントに対して原則、返信をしません。

8. 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、本市あるいは本市以外の原著作者等に帰属します。

9. 個人情報の取り扱いについて

当ページでの個人情報の収集・利用・管理については、長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長浜市条例第29号）に基づき取り扱います。